

(続)消防法令用語の基礎知識 ～第19回～

初めて予防行政に携わる人と、もう一步広い知識を求めている人のために

「火災の調査」と 「消防庁長官の火災原因の調査」

消防法令研究会

消防法では、第7章で「火災の調査」に1章を割いている。この章は消防法の制定当初からあり、火災の予防（第2章）、火災の警戒（第5章）、消火の活動（第6章）と並ぶ位置付けであることから、制定時から重視されていたことがうかがえる。

この中で、「火災の原因の調査」は、消防長又は消防署長の責務とされているが（消防法第31条）、近年、消防庁長官による火災原因調査の権限が強化されて来ている（消防法第35条の3の2）。今回は、この「火災の調査」と「消防庁長官の火災原因の調査」について解説する。

火災原因等の調査

消防法第31条において、消防長又は消防署長は火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならないこととされている。

火災の原因を究明し、また、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、当該火災の教訓を効果的な予防及び警戒の体制の確立や必要な消火活動体制の整備に繋げていく上で、不可欠の資料を提供するものとなる。

このように火災原因等の調査を消防機関の責務としているのは、火災原因を調査した消防機関が、その調査結果を直接所管行政の遂行に利用しうる立場にあることにも起因している。火災原因の調査結果が当該消防機関の予防、警戒の両分野で積極的に活用されることで、各消防機関の体制整備を進めようとの考え方に立つものと考えられる。

また、消防機関が管内の事情に精通している関係上、火災の調査の業務を担当するにふさわしい立場にあることは言うまでもない。

その後、科学技術の進歩による産業の高度化等に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災がしばしば発生するようになった。その原因の究明には高度の専門的知識が必要

とされる場合があり、また、これらの火災が人身に与える影響も小さくないので、その原因を一刻も早く明らかにして予防体制及び警戒態勢を確立することが、一地方公共団体のみならず、国の責務でもあるという社会的認識が生じるようになった。そのような社会背景を受け、昭和38年の消防法改正により都道府県知事の火災原因調査権が規定され（消防法第35条の3）、さらに昭和40年の消防法改正により、消防庁長官の火災原因調査権が規定された（消防法第35条の3の2）。

昭和40年改正当時、この規定により消防庁長官が火災の原因の調査をすることができる場合は、消防本部を置く市町村にあっては消防長、また、消防本部を置かない市町村にあっては都道府県知事から求めがなされた場合となっていた。

また、当時、消防庁長官が火災の原因の調査を行う場合には、「第32条（質問、通報の請求）、第34条（立入検査等）及び第35条の2（被疑者に対する質問調査権）の規定」が準用されることとなっていたが、第35条（放火又は失火の疑いがある場合の火災原因調査）は準用されることとなっていなかった。これは、地方公共団体が行う火災の原因の調査が第一義的なものであり、消防庁長官の調査がこれを補完するものであることを示していた。

消防庁長官の火災原因の調査

平成13年の歌舞伎町雑居ビル火災を受けた平成14年の消防法の一部を改正する法律案に対する参議院の付帯決議において、「今後、地方公共団体から求めがない場合においても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるよう、制度や体制の整備に努めること。また、これらの火災を含め大規模な災害等に対し、より迅速・有効に対応できるよう、消防防災体制の充実強化策について速やかに具体的な検討を進めること。」という事項が盛り込まれた

(衆議院の付帯決議においては、「今後、地方公共団体から求めがない場合においても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるよう、制度や体制の整備に努めること。」と盛り込まれた。)。この付帯決議は、44人が亡くなる大惨事に対し、社会がより速やかな火災原因の究明とオープンな公表を求めたことを反映しているものと考えられる。

また、平成14年12月24日に消防審議会から提出された国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実方策に関する答申では、「消防庁長官は、①火災予防対策等の企画立案上特に重視すべき火災、②社会的影響がきわめて大きい火災、③通常の火災原因調査では原因究明が困難な特殊な火災（燃焼性状が特殊なもの等）、④消防長等から消防庁長官に調査を要請するいとまがない大規模火災等が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、主体的に火災原因調査を行うことができることとする必要がある。」とされている。

それらを受けて、「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年6月18日法律第84号）」が公布され、消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官の火災原因調査については、消防長又は都道府県知事から求めがなくとも、消防庁長官が特に必要と認めた場合に実施できるとされた。

1 消防長又は消防法第35条の3第1項の規定に基づき火災原因の調査をする都道府県知事からの求めがあった場合

これは、消防本部を置く市町村は消防長、消防本部を置かない市町村は都道府県知事からの求めがあった場合のことである。消防庁長官に火災原因調査を求める場合、「消防法第35条の3の2の規定による火災原因調査の消防庁長官への要請について（平成14年5月16日付け消防安第13号）」にあるとおり、まず口頭により消防庁予防課を経由して求め、その後、所定の様式を用いて文書で要請することとされている。

2 特に必要があると認めた場合（消防庁長官が自らの判断において行う火災原因調査）

消防庁長官が自らの判断において火災原因調査を行うべき大規模火災用の事例としては、おおむね次のような4つのタイプの火災を想定している。

- ① 火災予防対策等の企画立案上、特に重視すべき火災
過去の事例としては、新宿区歌舞伎町雑居ビル火災（平成13年、死者44名）、日新化工(株)群馬工場火災（平成12年、死者4名）等がある。
- ② 多数の死者が発生するなどの社会的影響がきわめて大きい火災

過去の事例としては、新宿区歌舞伎町雑居ビル火災（平成13年、死者44名）等がある。

- ③ 通常の火災原因調査ではその原因究明が困難な特殊な火災（燃焼の性状が特殊であるもの等）

過去の事例としては、動燃高速増殖炉もんじゅ火災（平成7年）等がある。

- ④ 消防長等から消防庁長官の火災原因調査を要請するいとまがない大規模火災等

過去の事例としては、阪神・淡路大震災（平成7年）等がある。

3 消防庁長官（国）と現地消防本部との役割について

平成15年度の消防法の改正により規定された消防庁長官の火災原因調査については、「現地消防本部と国がそれぞれ主たる責任をもって分担するもの」としている。昭和44年の消防法改正により規定された消防庁長官の火災原因調査権は、あくまで、地方公共団体が行う火災の原因の調査が第一義的なものであり、消防庁長官の調査がこれを補充するものであった。その違いについては、消防法第35条の3の2の準用規定が、表1のように改正されたことからわかる。

表1 消防庁長官の火災原因調査における準用規定

昭和40年の改正で準用されることとなっていた規定	平成15年の改正で準用されることとなっていた規定
○第32条 （質問、通報の請求）	○第32条 （通報の要求）
○第34条 （立入検査等）	○第34条 （立入検査等）
○第35条の2 （被疑者に対する 質問調査権）	○第35条第1項 （放火又は失火の疑いある 場合の火災原因の調査） ○第35条第2項 （勧告に係る部分を除く。） （放火又は失火の疑いある 場合の犯罪捜査協力） ○第35条の2 （被疑者に対する質問調査権）

4 消防庁長官（国）と現地消防本部との連携について

消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官（国）が実施する火災原因調査については、同法第31条又は第33条に基づく消防長又は消防署長による火災原因調査も実施されることから、消防庁長官（国）と現地消防本部は連携し、火災原因調査を効果的かつ効率的に実施し、火災予防対策等の企画立案を迅速・的確に行う必要がある。「消防庁長官の火災原因調査における現地消防本部と消防庁長官（国）との連携について（通知）（平成15年9月1日付け消防安

第161号)」には、消防庁長官の火災原因調査における現地消防本部と消防庁長官（国）との連携要領が規定されている。

5 警察との相互協力について

消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官が行う火災原因調査及び警察が行う当該火災に係る捜査を迅速かつ的確に行うため、警察との相互協力に関し、「消防法第35条の3の2に基づき消防庁長官が行う火災原因調査に係る警察との相互協力に関する警察庁との申合せについて（平成15年6月18日付け消防安第100号）」にあるとおり、消防庁と警察庁とで申合せを取り交わした。申合せの内容は以下の3点である。

① 消防庁は、消防法第35条の3の2に基づき消防庁長官が行う火災の原因調査を行う場合には、その旨を警察庁及び現地消防本部に通知するものとする。

この場合、警察庁及び現地消防本部は、それぞれ火災発生地を管轄する都道府県警察本部に対し、その旨を通知するものとする。

② 警察と消防は、長官火災調査を行う場合において、当該火災に係る捜査及び火災の原因調査の実施に当たって相互に協力するように努め、相互協力に関し、支障が生じた場合は、必要に応じ、警察庁と消防庁が相互に調整を図り、都道府県警察本部及び現地消防本部等関係機関に対して指導するものとする。

③ 警察庁及び消防庁は、それぞれ関係機関に対して上記①及び②の内容について周知を図るものとする。

6 火災調査協力員について

消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査の迅速かつ円滑な実施体制を確保するため、全国消防長会と協議のうえ、火災調査協力員を火災原因調査体制に位置づけたことは、「火災調査協力員に係る協力について（平成16年3月12日付け消防安第37号）」にあるとおりである。

消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査の対象となる火災は、原因究明に高度な技術と実践的な知識を必要とする可能性が高いものであるため、現地消防本部の調査体制の関係から現場における調査経験の豊富な協力員が必要な場合があるため、火災調査協力員に係る協力を消防庁から各消防本部にお願いしている。

7 消防庁長官の火災原因の調査の実施事案について

平成15年の法改正以降に行われた消防庁長官の火災原因調査は表2のとおりである。

表2 消防庁長官の火災原因調査の実施事案
(平成23年7月1日現在)

年	出火日 (曜)	主体 又は 要請 ※	調査対象火災	発生場所	火災の概要
平成15年	9/8 (月)	主体	ブリチストン栃木工場（タイヤ製造）火災	栃木県黒磯市	タイヤの部材となるゴムの平板を製造する工場の精錬機付近から出火
	9/26 (金)	主体	出光興産(株)北海道製油所原油タンク火災	北海道苫小牧市	十勝沖地震後の屋外原油タンクのリング火災
	9/28 (日)	主体	出光興産(株)北海道製油所ナフサタンク火災	北海道苫小牧市	十勝沖地震後の屋外ナフサタンクの全面火災
	11/5 (火)	要請	イオン(株)大和ショッピングセンター生ごみ処理室爆発火災	神奈川県大和市	ショッピングセンター生ごみ処理施設で爆発火災（負傷者11名）
平成16年	12/13 (月)	主体	ドン・キホーテ浦和花月店火災	埼玉県さいたま市	商品が圧縮陳列されている量販店内で火災発生（死者3名、負傷者8名（うち消防職員1名））
平成17年	5/11 (火)	要請	いわき市化学工場爆発火災	福島県いわき市	医薬中間体原料及び工業用殺菌剤の製造工場で爆発火災
平成18年	1/8 (日)	主体	認知症高齢者グループホーム火災	長崎県大村市	認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」で出火（死者7名、負傷者3名）
平成19年	1/20 (土)	要請	宝塚市カラオケボックス火災	兵庫県宝塚市	2階建てカラオケボックス店「ビート」から出火（死者3名、負傷者5名）
	6/19 (火)	主体	東京都渋谷区温泉施設爆発火災	東京都渋谷区	温泉施設「松濤温泉シエスパ」における爆発火災（死者3名、負傷者8名）
	7/16 (月)	要請	東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所火災	新潟県柏崎市	東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所内の変圧器から出火
平成20年	12/21 (金)	主体	三菱化学(株)鹿島事業所火災	茨城県神栖市	危険物製油所の配管フランジ部分から漏れ出した冷却オイルに着火（死者4名）
	10/1 (火)	主体	大阪市浪速区個室ビデオ店火災	大阪府大阪市	1階個室ビデオ店「試写室キャッツなんぼ店」の個室エリアから出火（死者15名、負傷者10名）
	3/19 (木)	要請	群馬県渋川市老人ホーム火災	群馬県渋川市	有料老人ホーム「静養ホームたまゆら」から出火（死者10名、負傷者1名）
平成22年	3/13 (土)	主体	札幌市グループホーム火災	北海道札幌市	認知症高齢者グループホーム「みらいとんでん」から「出火（死者7名、負傷者2名）
平成23年	3/11 (金)	要請	コスモ石油(株)千葉製油所（東日本大震災）	千葉県市原市	東北地方太平洋沖地震により製油所内のブタンタンクが座屈し、当該製油所内のプロパンタンク等が多数誘爆

※ 主体・・・消防庁長官が主体的に実施
要請・・・消防本部からの要請により実施

製品火災に係る報告

消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官による火災原因調査と直接関係するものではないが、火災原因調査に関する近年の社会の関心が、工業製品の不備・欠陥等に起因する火災に向かっていることを反映し、消防庁においてもこの種の火災原因の究明に資する体制の構築が行われている。これは、この種の火災原因が、消防本部単位の火災原因調査だけでは究明しきれず、国単位で情報を集積し、分析する必要があるためである。

このような動きは、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故、エレベーター事故等の国民生活にかかわる問題が多数起こっている中で、消費者・生活者が主役となる社会の実現に向けて消費者庁が平成21年9月1日に発足したことと同根である。

消防庁においては、電気用品、燃焼機器及び自動車に係る火災等の事故のうち、不備・欠陥等の原因によるものについては、「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故について（通知）」（平成18年9月18日付け消防予第398号・消防技第61号）及び「自動車の火災等事故に係る報告について（通知）」（平成19年9月25日付け消防予第335号・消防技第69号・消防特第132号）により、製品の名称・型

式、製造業者等について報告を受ける仕組みを構築していたが、消費者安全の確保の観点から、各種製品事故（火災を含む）に対する対策の徹底が求められていることを踏まえ、製品火災に係る情報の収集及び公表を行うとともに、当該情報を関係機関と共有し、製造業者等における自主回収等の対応の徹底や火災を起こす危険な製品の流通防止に向けて活用することとした（「製品火災に係る報告について（平成21年4月14日付け消防予第154号・消防技第16号・消防特第67号）」参照）。

これにより、「①電気用品、燃焼機器及び自動車に係る火災」、「②電気用品、燃焼機器及び自動車に係る事故のうち、火災に至らないものであっても、周囲の状況によっては火災になるおそれのあるものであって、製品の構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合」については、消防庁に報告することが求められている。

消防庁では、報告を受けた情報を取りまとめ、電気用品、燃焼機器及び自動車に係る火災のうち「製品の不具合により発生したと判断される火災」及び「原因を特定できない火災」について、その結果を都道府県等に通知するとともに、関係省庁と連携して製品に起因する火災の再発防止のために活用している。

(H.T)

『防災介助士』（シュアリング・ケア・フィッター）資格制度 10月スタート！

■平常時のみならず、地震などの災害時を含めた多様な場面で活躍できる企業やコミュニティのリーダーを育成する上で大いに役立つ資格です。

■防災介助士は、いつも人々が安心して暮らせるシュアティ（Surety）※に満ちた社会づくりに貢献する人々のための資格です。

※シュアティ……近年の大規模化する自然災害や現代の社会的な要因による人為災害の連続、あるいは米国の同時多発テロなどの発生などに対し、「平常時における信頼性」「異常時における安全性」「テロなど人間の悪意に対するセキュリティ」を包括する概念として米国サンディア国立研究所により提唱されました。

問い合わせ先

一般財団法人 社会貢献事業財団 防災介助士推進事業局

〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町5番地8

TEL:03-3513-0966 FAX:03-3513-0967

E-mail:contact@fsoco.org

ホームページ :http://www.fsoco.org

実技教習カリキュラム（一般）

防災介助編（1日目）	9:30	防災介助編（2日目）
オリエンテーション	10:00	シュアリング LCM、BCM 災害の理解
ホスピタリティ、コミュニティ ノーマライゼーション、パースペクティブ 高齢者のイメージ	11:00	自然災害疑似体験 (地震→火災→水害)
高齢者疑似体験 (昼食時間含む)	12:00	救出・避難疑似体験
感想発表	13:00	疑似避難所体験 (昼食時間含む)
ジェロントロジー、介助の心構え 接遇	14:00	災害発生前 防災・準備 (知識の確認・技術)
車いす使用者への介助	15:00	災害発生後 災害弱者、救出、救護 (知識の確認・技術)
視覚障がい者への介助	16:00	ロールプレイ
聴覚障がい者への介助 障がい者への自立支援	17:00 18:00	意見交換・まとめ 検定試験

※社会貢献事業財団資格審査委員会の審査基準により、学習内容の一部免除をされた方（サービス介助士2級資格取得者など）向けの1日コースもあります。